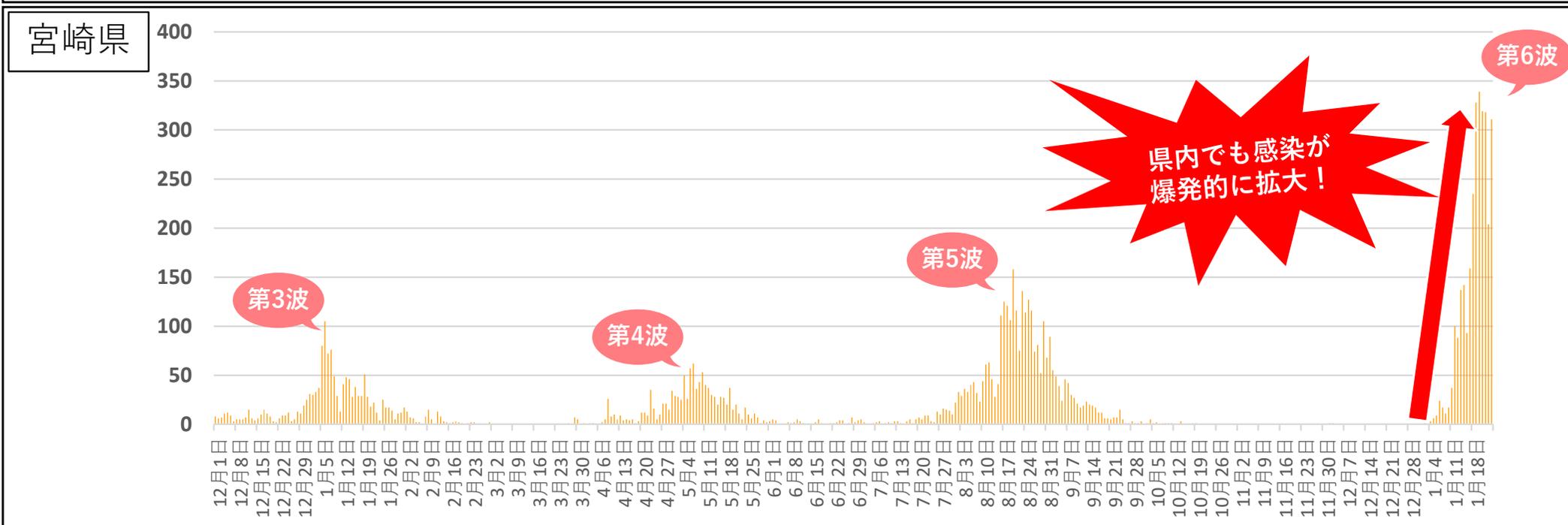
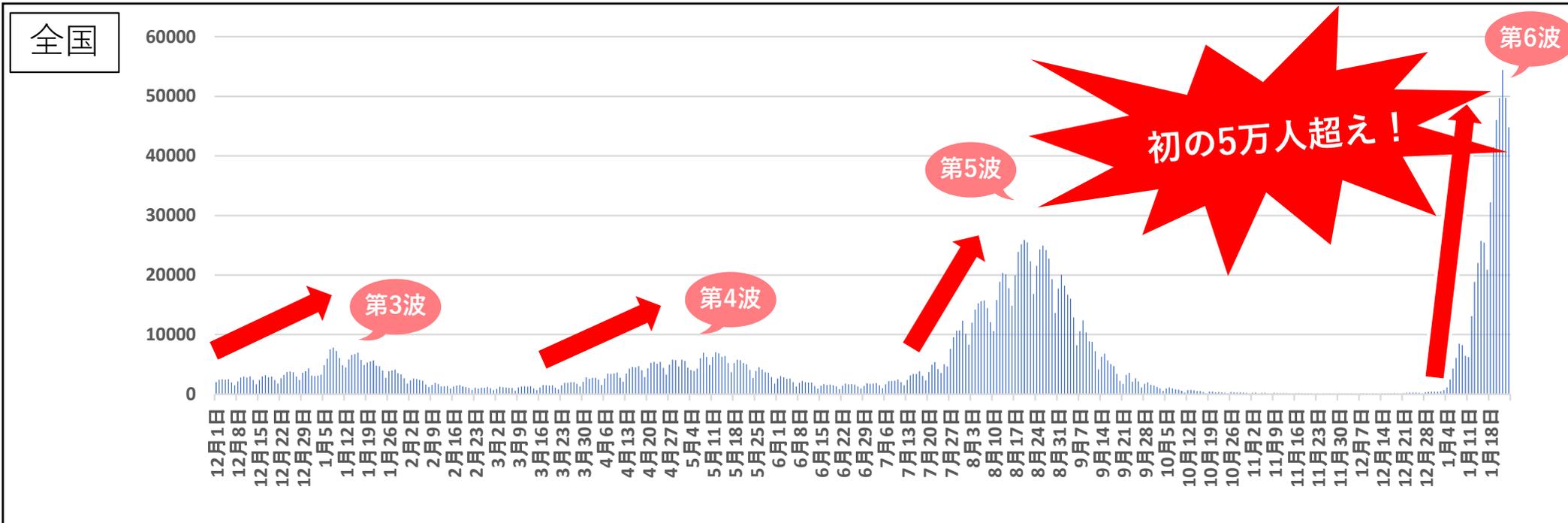


令和4年1月25日

知事会見

全国と県内の感染状況

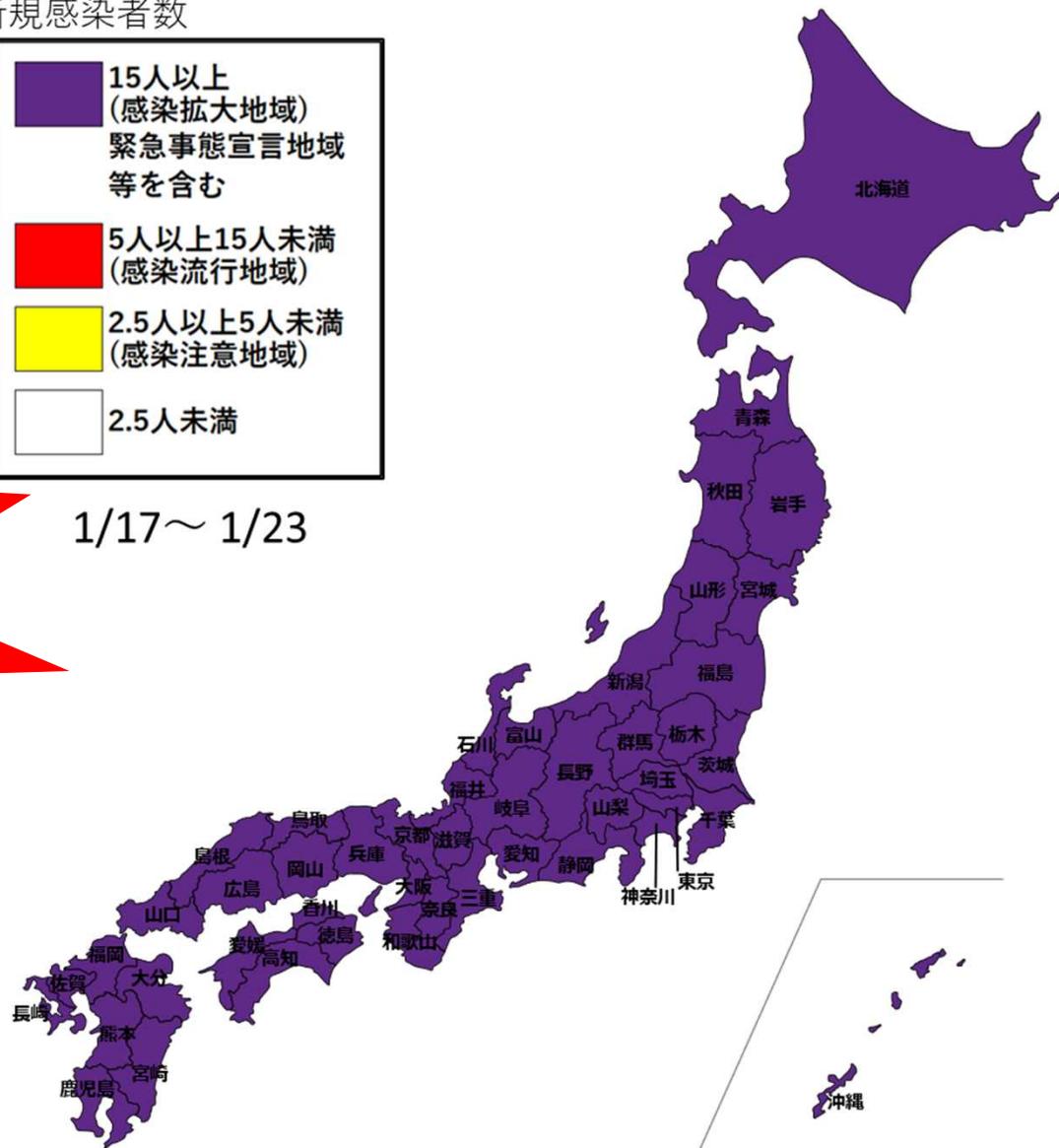


全国の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数

直近1週間の人口10万人あたりの
新規感染者数



1/17～1/23

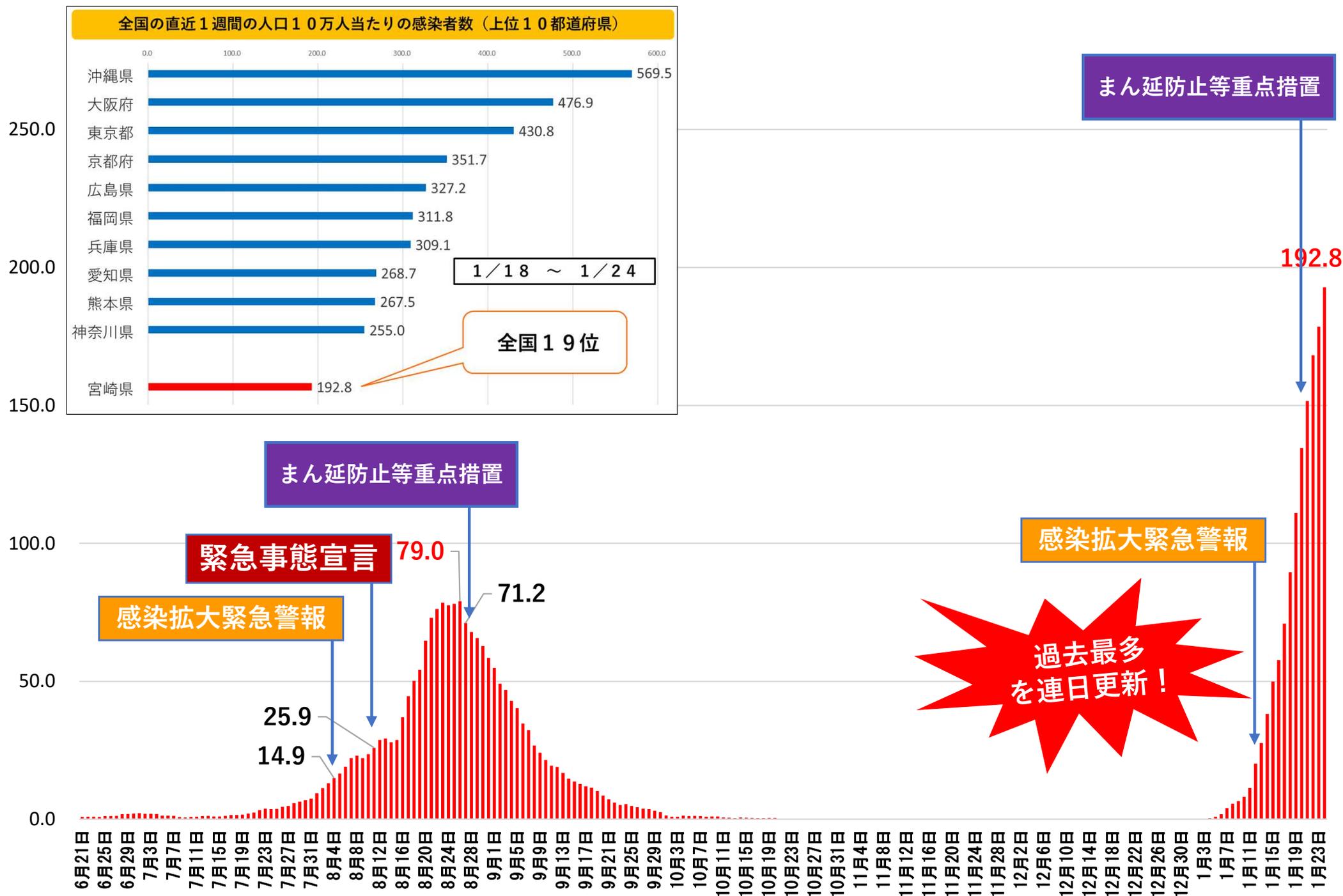


全都道府県で
人口10万人当たりの
新規感染者数15人超え！

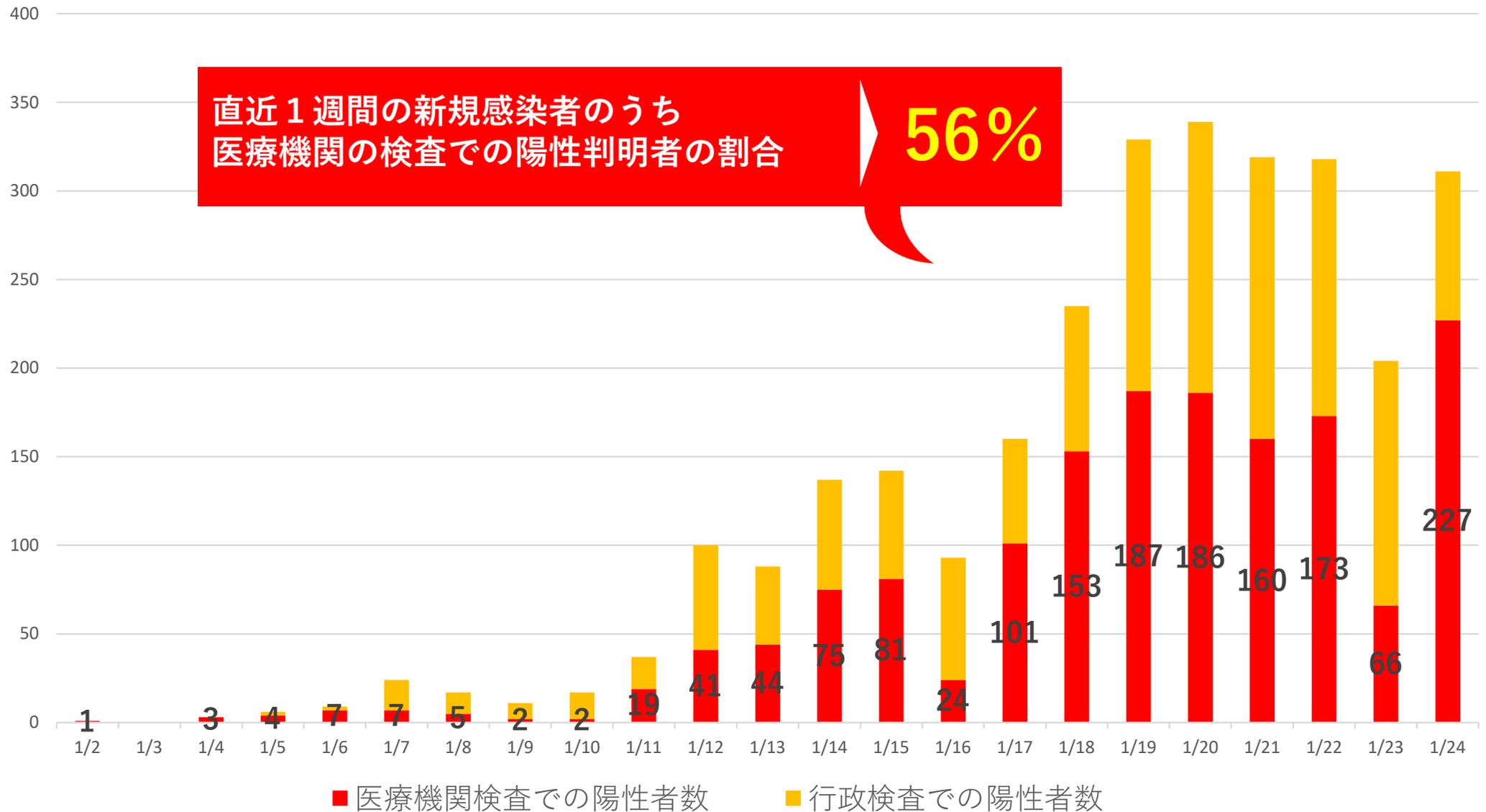
本県の1日当たりの新規感染者数



本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数



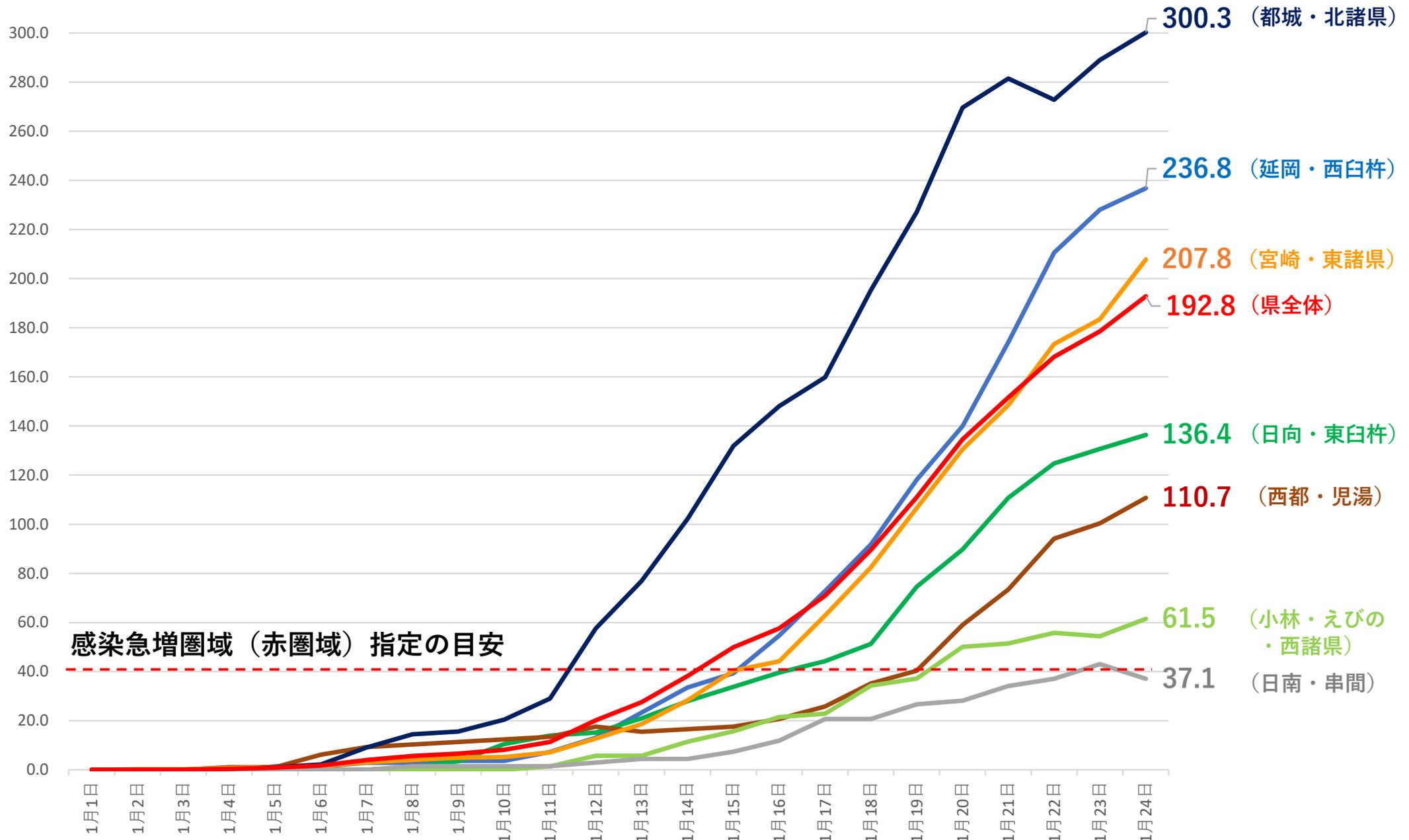
行政検査・医療機関検査での陽性者数の推移



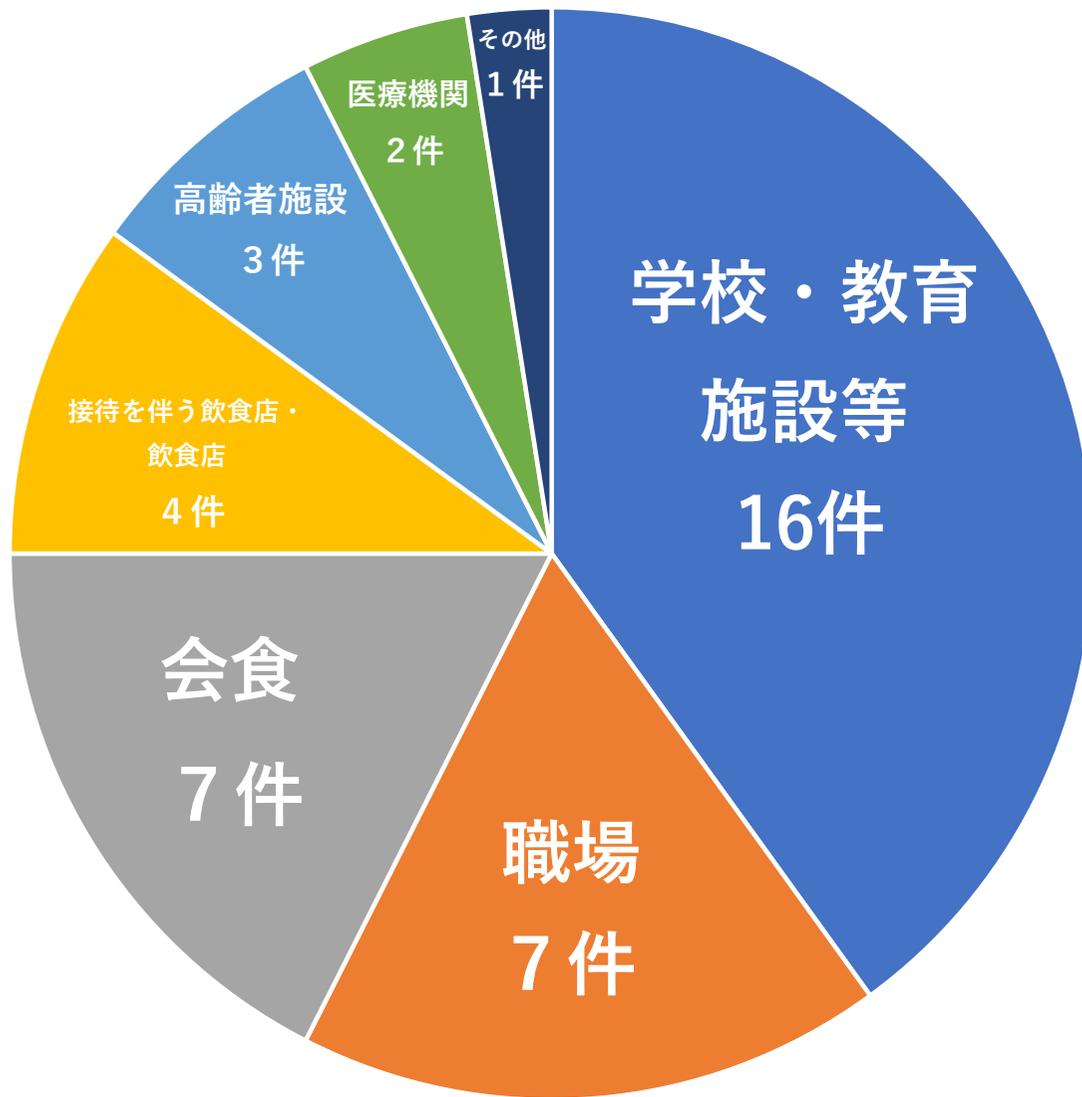
医療機関検査での陽性者が過去最多を更新！

各圏域の感染状況

(直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数の推移)



第6波におけるクラスター発生状況

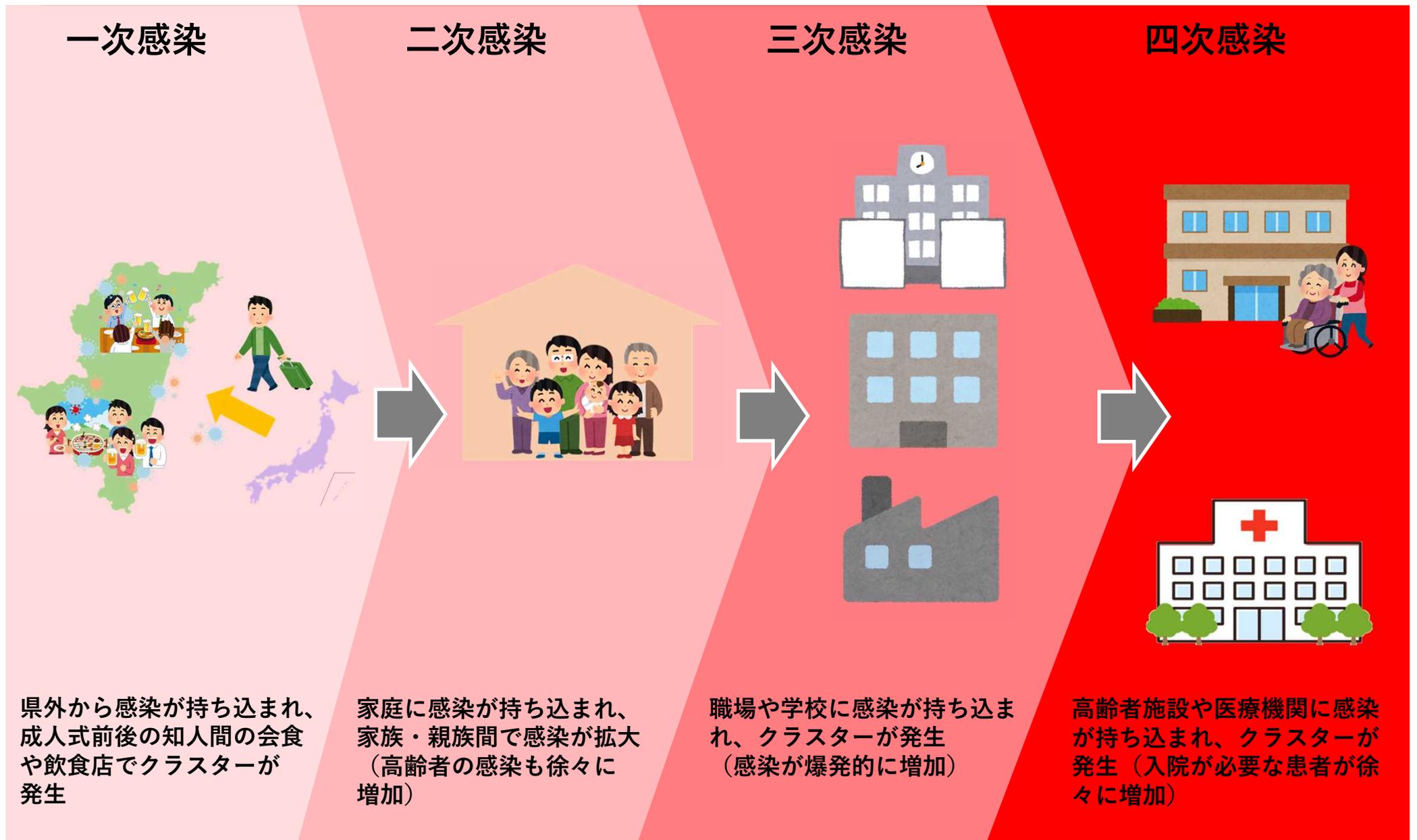


1月2日～1月25日
(40件)

1月11日以降、
15日連続で
クラスターが確認！

学校・教育施設や職場、さらには高齢者施設や医療機関への広がりが見られる状況！

第6波における感染の広がり（イメージ）



今は、いつ、どこで、感染が爆発してもおかしくない状況！

第6波の感染実例

屋外での写真撮影



屋外での写真撮影時に、マスクなしでの会話により感染が拡大（クラスター発生）

大声での会話



会食時におけるマスクなし、大声での会話により感染が拡大（クラスター発生）

短時間であっても、マスクを外すと感染のリスクが高い！

**マスクを外さないで！
マスクを外すときは会話をやめて！**

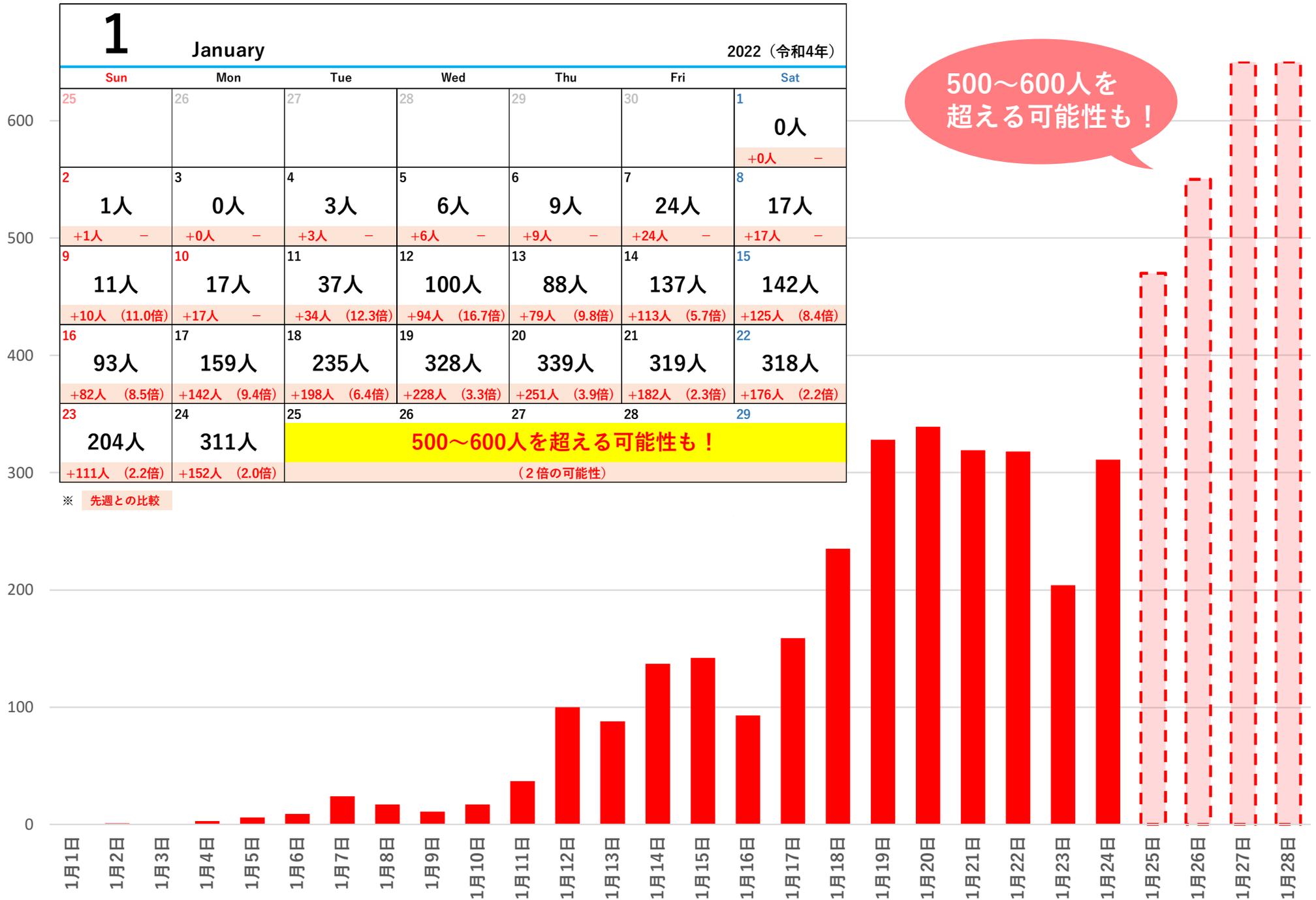
関係指標の状況

指 標		現状値	備 考
医療提供体制等の負荷	①病床の ひっ迫具合 (現時点での確保病床数の占有率等)	病床全体	33.6% ・ 1月24日時点 ・ 現時点での確保病床数 271床
		うち重症者用病床	0.0% ・ 1月24日時点 ・ 現時点での確保病床数 15床
		入院者数 (※)	91人 ・ 1月24日時点
	②療養者数 (直近1週間の人口10万人当たりの療養者数)	241.6人 ・ 1月24日時点 ・ 療養者数：入院者、宿泊・施設療養者、自宅療養者、入院・療養調整中の方を合わせた数	
感染の状況	③PCR等陽性率	4.1% 1月13日から1月19日まで ・ (医療機関での検査分を含む) ・ 陽性者数／PCR等検査件数	
	④新規報告数 (直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)	192.8人 ・ 1月18日から1月24日まで	
	⑤感染経路不明割合	41.3% ・ 1月8日から1月14日まで	

※ 「感染拡大緊急警報」の発令目安：入院者数35人程度

※ 「緊急事態宣言」の発令目安：入院者数70人程度

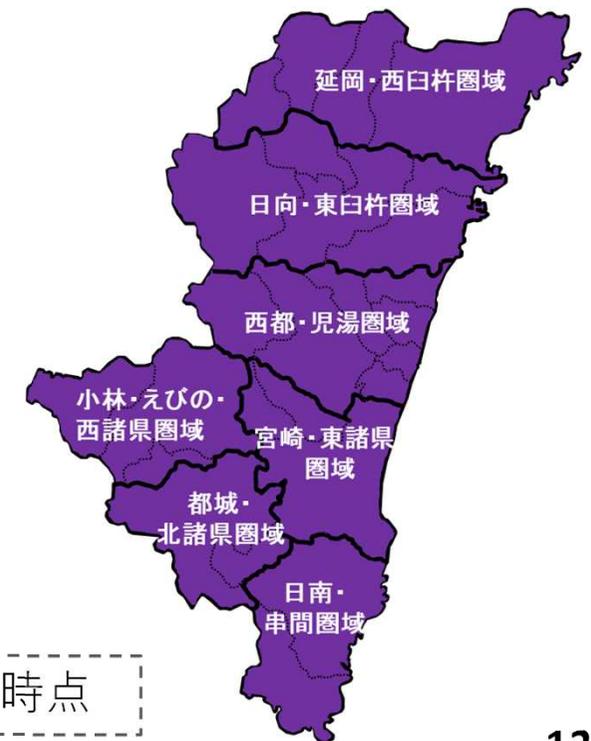
今後の新規感染者数の見込み



まん延防止等重点措置

■ 「重点措置区域」 の指定を全市町村に拡大

重点措置区域	指定期間
宮崎市、都城市、延岡市、三股町	1月21日（金）～2月13日（日）
上記以外の市町村	1月25日（火）～2月13日（日）



基本的な考え方

- 一昨日、昨日の新規感染者数は、前週の同じ曜日と比較して、2倍程度で推移する中、今週後半には、1日当たり500～600人まで増加する可能性。県下全域での感染爆発が現実味を帯びており、社会機能への重大な影響が生じる懸念
- 現在「重点措置区域」に指定し、時短要請を行っている市町村から、その他の市町村への人の流れが見られ、感染の染み出しによるさらなる感染拡大のリスクが高まっており、県全体で感染防止対策の最大限の強化が必要
- 九州各県にも、国の「まん延防止等重点措置」が適用される予定で、各県とも全県域を「重点措置区域」に指定し、時短要請等の強い対策を打つ見込み。隣県と足並みを揃えた対応を行わないと、県をまたいだ往来を招きかねない状況

「重点措置区域」の行動要請について

対象地域	宮崎市、都城市、延岡市、三股町	左記以外の市町村
要請期間	1月21日（金）～2月13日（日）	1月25日（火）～2月13日（日）
外出・移動	<ul style="list-style-type: none"> ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ○市町村外への不要不急の外出・移動の自粛※① ○20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛※② ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛 	
会食※③	<ul style="list-style-type: none"> ○一卓4人以下、2時間以内 ○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と 	
高齢者施設等の面会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限（ガラス越しやオンラインでの面会を） 	
飲食店等への要請※③	<ul style="list-style-type: none"> ○20時までの営業時間短縮※② ○酒類提供の終日停止※② 	
イベント開催における制限※③	<ul style="list-style-type: none"> ○人数上限20,000人 ○会食につながる場面の制限 	
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○入場者の整理 ○入場者に対するマスクの着用の周知 ○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置等） 	

※②

※①：通院、通学、通勤、日常の買物など生活に必要な外出やワクチン接種、選挙の投票のための外出は自粛の対象外

※②：特措法第31条の6第1項に基づく要請（その他は同法第24条第9項に基づく協力の要請）

※③：「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限の緩和は実施しない

飲食店等における営業時間短縮等の要請（特措法第31条の6第1項）

- 対象地域：県内全域（宮崎市、都城市、延岡市及び三股町は除く）
- 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けている飲食店等
（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
※認証店も非認証店も同じ取扱いとする。
- 営業時間短縮等：1月25日（火）～2月13日（日）
を要請する期間（1月25日（火）午後8時から2月14日（月）午前5時まで）
 - ※ 協力金については、1月28日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時までに営業時間短縮に協力した場合に支給
ただし、1月25日、26日、27日から継続して協力した場合は、その分を加算
- 要請内容：午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わないこと
酒類の提供は終日停止
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき
売上規模別に店舗単位で支給 ※次の内容で調整中

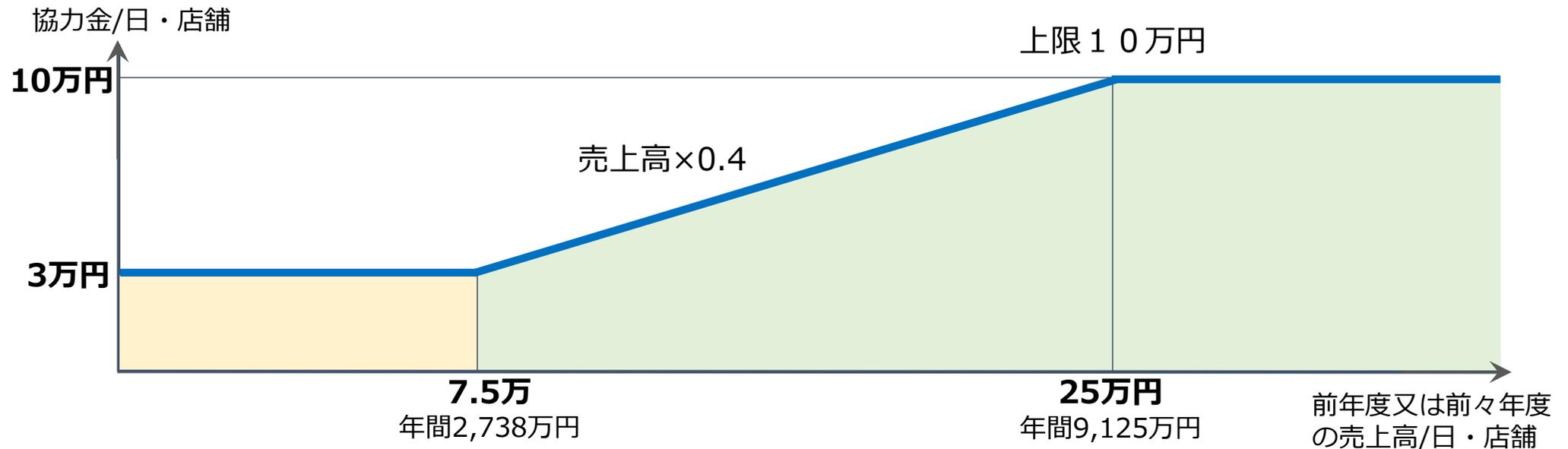
なお、感染状況により要請期間が短縮された場合、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

※ 「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

売上規模別協力金について

1 中小企業（小規模事業者、個人を含む。）

1日当たりの協力金額：1日当たりの売上高×0.4（3万円～10万円）



2 大企業（中小企業も選択可）

【計算式】

1日当たりの協力金額：前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4

【上限額（1日当たり）】

20万円

大規模集客施設への要請（特措法第31条の6第1項）

■要請対象：特措法施行令第11条第1項に規定する大規模集客施設（※）

対象地域	要請期間
宮崎市、都城市、延岡市、三股町	1月21日（金）～ 2月13日（日）
上記以外の市町村	1月25日（火）～ 2月13日（日）

○入場をする者の整理等

入場者の密集を防ぐ整理・誘導、施設の入場者の人数管理・人数制限等

○入場をする者に対するマスクの着用の周知

○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止

○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置等）

※新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設

- ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・ 集会場又は公会堂 ・ 展示場
- ・ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ・ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 等

■要請対象：県内全域

■要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

- ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
- ・人数上限：5,000人

※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、20,000人まで追加可（大声なしが前提）

○会食につながる場面の制限

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による人数制限の緩和（収容定員まで）は実施しない

■要請対象：県内全域

■要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○業種別ガイドラインの遵守

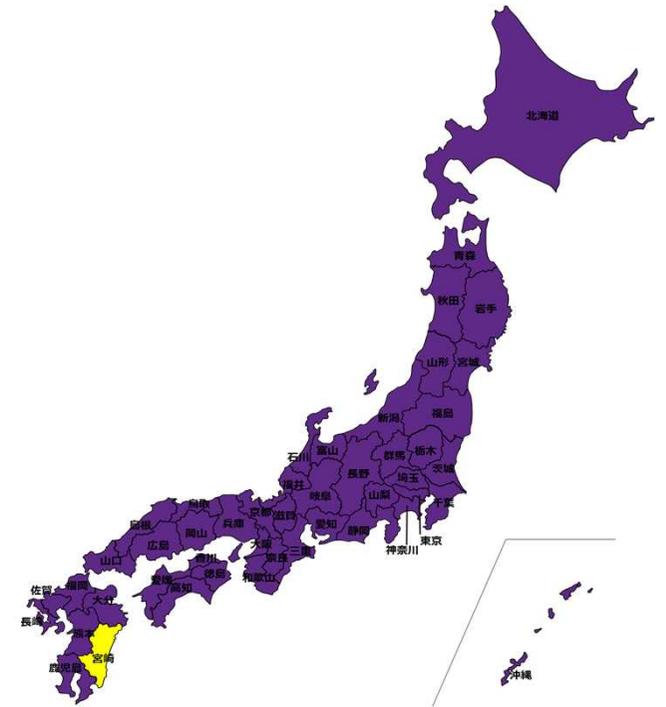
○テレワークの活用や時差出勤の促進

- 接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤等を促進してください

県外との往来について

オミクロン株の影響により

全国的に過去にない
スピードで感染が急増！



当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

県外との往来自粛を！

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

来県自粛

をお願いします

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

基本的な感染防止対策の徹底について

- 3つの密（密集、密接、密閉）を避けましょう
- マスク（不織布マスク）を適切に着用しましょう
- マスクを外すときは会話は控えましょう
- こまめな換気や手洗い、手指消毒を行いましょ
- 同居する家族など、普段一緒にいる方と過ごしましょ

家族、親戚、友人であっても、今、普段一緒にいない方と会うのは感染リスクが高いことに注意が必要！

- 少しでも体調に異変がある場合は、出勤や外出を控えて、すぐに身近な医療機関を受診してください
- 感染に不安のある無症状の方は、無料検査を積極的に活用してください

受診や相談する医療機関に迷う場合は

宮崎県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター
TEL：0985-78-5670（24時間対応）

無料検査の実施期間を 2月13日（日）まで延長します！

■本県の無料検査体制（1月25日時点）

	検査種別	設置数
PCR検査センター	PCR/抗原定性検査	5箇所
薬局	抗原定性	31箇所
医療機関	抗原定性	2箇所
検査機関	PCR	1箇所
計		39箇所

■無料検査実施状況

- ・PCR検査センター（1/8～1/23）：13,497件（844件／日）
- ・薬局等（1/8～1/23）：1,550件（97件／日）

■無料PCR等検査における陽性件数

- ・無料検査における陽性件数（1/8～1/16）：94件
- ※1日の最多陽性件数：13件（1/16）

県主催の大規模集団接種（追加接種）の実施

○宮崎県ワクチン追加接種センターの設置

追加接種（3回目接種）の前倒しに対応できるように、県として大規模接種会場を開設

1 実施日時

- ・実施期間：1月22日（土）から3月27日（日）までの土日（延べ20日）
- ・運営時間：午前9時から午後5時まで

2 会場

県庁職員健康プラザ（宮崎市）

3 接種対象者

- ・宮崎県在住で追加接種用の接種券をお持ちの満18歳以上の方
※2回目接種完了から所定の接種間隔の経過が必要
- ・延べ18,000名程度（1月は500名／日程度、2月以降は1,000名／日程度）

4 ワクチンの種類

武田／モデルナ社製ワクチン

5 予約方法

原則、県ホームページ内専用予約サイトにて受付

本日より2月分の予約受付、電話での予約受付を開始

電話番号：0985-51-0567（午前9時～午後5時、土日・祝日除く）

影響を受ける事業者向けの支援金について

事業復活支援金(国)

対象者 新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者

給付額 **法人** 最大**250**万円 **個人事業主** 最大**50**万円
※年間売上高や売上高減少率、売上減少額によって異なります。

問い合わせ先 **事業復活支援金事務局** **0120-789-140**
午前8時30分～午後7時（土日、祝日を含む全日対応）

事業復活支援金は、以前の**月次支援金と異なり**、国の緊急事態宣言地域、まん延防止等重点措置地域でなくても、**地域・業種を問わず支給されるもの**。**県内事業者も広く対象となることが可能**。

（飲食店の営業時間短縮要請により影響を受けた事業者（飲食店と取引のある事業者、タクシー事業者、自動運転代行業者）に支給を行っていた**飲食関連事業者等支援金**については、上記の国の事業復活支援金が創設されたことから、**今回は支給しないこととします**。）

影響を受ける事業者向け相談窓口

商工業者の相談 (経営・金融関係)

- 県

商工政策課 電話 0985-26-7098 ・ 0985-26-7097

都城 総務商工センター 電話 0986-23-4518

日南 総務商工センター 電話 0987-22-2714

延岡 総務商工センター 電話 0982-33-2862

- お近くの商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

- 公益財団法人 宮崎県産業振興機構

※いずれも午前8時30分～午後5時（土、日、祝日を除く。）

労働相談窓口

せき・発熱がある従業員を休ませたい等

- 宮崎県中小企業労働相談所(県雇用労働政策課内)

電話 0985-44-2618

※ 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時（土、日、祝日を除く。）

行動制限緩和後の需要喚起による地域経済回復支援

(1) 1月補正予算で措置した事業

地域経済回復支援事業（11億円）

市町村との連携による消費喚起やキャッシュレス版地域内経済循環（補助率1/2）

- （例）
- ・ デジタル版・紙版プレミアム付商品券の発行
 - ・ 地域通貨ポイント付与
 - ・ 誘客を目的とした商店街イベント

ひなた飲食店認証店応援事業（4億円）

ひなた飲食店（認証店）向けのプレミアム（30%）付電子食事券の発行

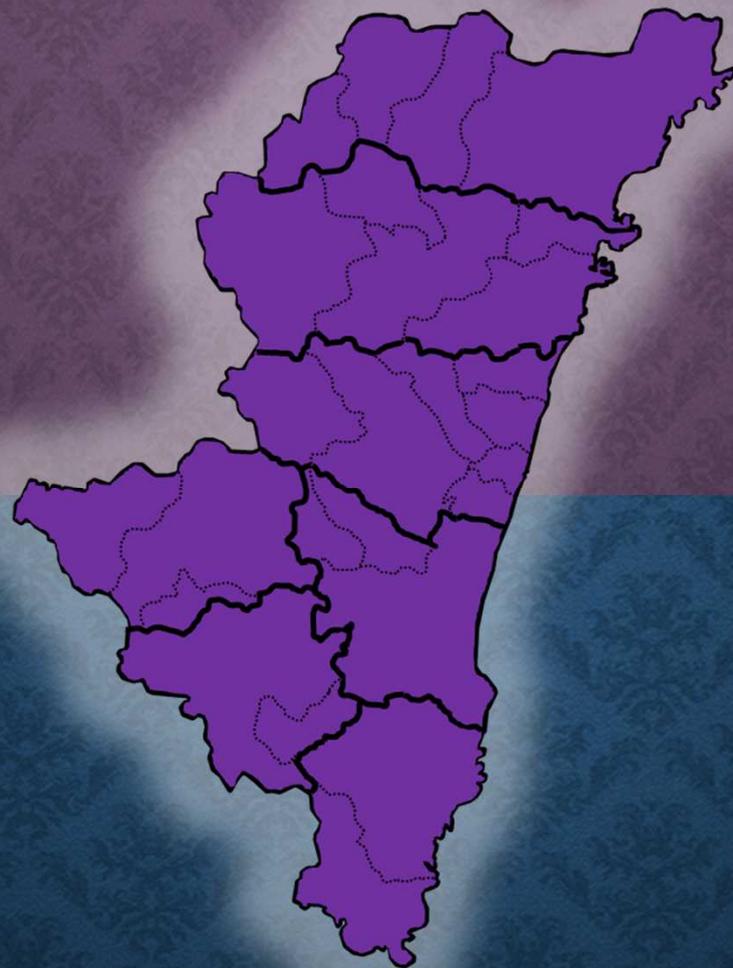
観光みやざき回復支援事業（49億円）

県内宿泊等の割引（最大20%）や県内の土産物店・飲食店等で使用できるクーポン（平日上限3千円、休日上限1千円）の付与

(2) 11月補正予算以前で措置した事業

みやざきのってんプロジェクト

「まん延防止等重点措置」



「感染拡大緊急警報」発令中